

## 指定居宅介護・指定重度訪問介護・指定同行援護利用料金表

サービス利用料金は、障害者総合支援法に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。負担上限月額に応じて、原則として1割負担となります。

令和6年6月改訂

身体介護 ・ 通院等介助 (身体介護を伴う)	提供時間		利用単価	利用者単価
	30分未満		2,560円	256円
	30分以上 60分未満		4,040円	404円
	60分以上 90分未満		5,870円	587円
	90分以上 120分未満		6,690円	669円
	120分以上 150分未満		7,540円	754円
	150分以上 180分未満		8,370円	837円
	180分以上 (30分ごとに)		9,210円(+830円)	921円 (+83円)
家事援助	提供時間		利用単価	利用者単価
	30分未満		1,060円	106円
	30分以上 45分未満		1,530円	153円
	45分以上 60分未満		1,970円	197円
	60分以上 75分未満		2,390円	239円
	75分以上 90分未満		2,750円	275円
	90分以上 (15分ごとに)		3,110円(+350円)	311円(+35円)
通院等介助 (身体を伴わない)	提供時間		利用単価	利用者単価
	30分未満		1,060円	106円
	30分以上 60分未満		1,970円	197円
	60分以上 90分未満		2,750円	275円
	90分以上 (30分ごとに)		3,450円(+690円)	345円(+69円)
通院等乗降介助			1,020円	102円
同行援護	提供時間	利用単価	利用者単価	盲ろう者に対して盲ろう者向け通訳・介助員が支援を行う場合25%が加算されます。 障害支援区分3に該当する者の場合20%が加算されます。 障害支援区分4以上に該当する者の場合40%が加算されます。
	30分未満	1,910円	191円	
	30分以上 60分未満	3,020円	302円	
	60分以上 90分未満	4,360円	436円	
	90分以上 120分未満	5,010円	501円	
	120分以上 150分未満	5,660円	566円	
	150分以上 180分未満	6,320円	632円	
180分以上 (30分ごとに)	6,970円(+660円)	697円(+66円)		

■その他所定単位数に加算されるもの

介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の40.2%
-------------	-------------

※介護職員処遇改善加算は、国の定める一定の条件を満たし、届出を行うことにより適用されます。

重度訪問介護  重度障害15%、 障害区分6の場合、 8.5%加算されます。	提供時間		利用単価	利用者単価
	60分未満		1,860円	186円
	60分以上 90分未満		2,770円	277円
	90分以上 120分未満		3,690円	369円
	120分以上 150分未満		4,610円	461円
	150分以上 180分未満		5,530円	553円
	180分以上 210分未満		6,440円	644円
210分以上は 240分未満		7,360円	736円	
4時間以上8時間未満 (利用単価 8,210円+850円/利用者単価 821円+85円) 30分ごと 8時間以上12時間未満 (15,050円+850円/1,505円+85円) 12時間以上16時間未満 (21,840円+810円/2,184円+81円) 30分ごと 16時間以上20時間未満 (28,340円+860円/2,834円+86円) 20時間以上24時間未満 (35,200円+800円/3,520円+80円) 30分ごと				

行動障害支援連携加算	5,840 円	584 円
サービス提供責任者と支援計画シート等作成者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合、30日間1回を限度として加算します。		
移動介護緊急時支援加算	2,400 円	240 円
利用者を自らの運転する車両に乗車させて走行させる場合であって、外出時における移動中の介護を行う一貫として、当該利用者からの要請等に基づき、当該車両を駐停車して、喀痰吸引、体位交換その他の必要な支援を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1日につき所定単位数を加算します。		
入院時支援連携加算	3,000 円	300 円
利用者が重度訪問介護従業者の付き添いにより入院する際に、その入院前に、サービス提供責任者等と医療機関の職員が事前調査を行い、医療機関と連携した支援を行った場合に1回を限度に加算します。		

■その他所定単位数に加算されるもの

介護職員処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 32.8%
-------------	--------------

※介護職員処遇改善加算は、国の定める一定の条件を満たし、届出を行うことにより適用されます。

■加算対象サービス※以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。

加算項目	利用単価	利用者単価
① 初回加算	2,000 円	200 円
② 緊急時対応加算（月2回）	1,000 円	100 円
③ 利用者負担上限額管理加算（月1回）	1,500 円	150 円

- ① 初回加算／新規に居宅介護等計画を作成したご利用者に対して、初回（同月内）に、サービス提供責任者が、自ら居宅介護を行う場合又はほかの訪問介護員等が居宅介護を行う際に同行訪問した場合に加算をいただきます。（次の利用が2か月以上空いた場合も同様）
- ② 緊急時対応加算／ご利用者やその家族等より要請を受けて、サービス提供責任者が必要と認めるときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない居宅介護（身体介護）を行った場合に加算をいただきます。
- ③ 利用者負担上限額管理加算／事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算をいただきます。

特別地域訪問介護加算	所定単位数の 15%
------------	------------

※ 厚生労働省が定める地域に居住しているご利用者にサービスを提供した場合に加算します。

■利用料金のお支払方法

- 利用料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月に利用請求明細書を送付します。翌月27日に指定口座より引落させていただきます。（金融機関が休日の場合は、翌営業日となります。）
- 前項の規定にかかわらず、銀行等からのお支払いも可能ですが、お振込みにかかる手数料はご利用者のご負担とさせていただきます。

■その他

- ① 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ② 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、障害福祉サービス計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- ③ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。
  - 早朝（午前6時から8時まで）/夜間（午後6時から午後10時まで）・・・25%
  - 深夜（午後10時から午前6時まで）・・・50%
- ④ 買物、通院、外出サービスの提供に対し、要した訪問介護員の交通費（公共交通機関、有料駐車場等）の実費を頂きます。片道みのサービスの提供であっても、往復における訪問介護員の交通費をご負担頂きます。
- ⑤ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。ただし、重度訪問介護においては区分6のご利用者又は重度障害者等包括支援の度合いにあるご利用者に2人でサービスを行う場合は1.8倍の料金をいただきます。
- ⑥ 負担上限月額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ⑦ 利用者の住所、利用者負担額又は支給量その他受給者証の記載内容に変更があった場合には、速やかに従業者にお知らせください。また、従業者が受給者証の確認をさせて頂く場合には、提示して頂くものとしします。
- ⑧ 利用者負担上限額管理/ご利用者の依頼により、ご利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業所が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収奉納の管理を行います。

## \*\* 指定訪問介護利用料金表 \*\*

サービス利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。（介護負担割合証の割合に準ずる）※利用者単価は1割負担の場合です。

### ■訪問介護（要介護1～5の方）の利用単価（1回当り）

	提供時間	利用単価	利用者単価
身体介護	20分未満	1,630円	163円
	20分以上 30分未満	2,440円	244円
	30分以上 60分未満	3,870円	387円
	60分以上 90分未満	5,670円	567円
	90分以上(30分増す毎に)	+820円	+82円
生活援助	20分以上 45分未満	1,790円	179円
	45分以上	2,220円	220円
通院等のための乗車又は降車の介助		970円	97円

	提供時間	利用単価	利用者単価
身体介護に引き続き生活援助を行う	身体介護+生活援助 20分以上 45分未満	身体介護+650円	身体介護+65円
	身体介護+生活援助 45分以上 70分未満	身体介護+1,300円	身体介護+130円
	身体介護+生活援助 70分以上	身体介護+1,950円	身体介護+195円

### ■その他所定単位数に加算されるもの

特定事業所加算Ⅱ	所定単位数の 10.0%
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 24.5%

※特定事業所加算、介護職員処遇改善加算は、国の定める一定の条件を満たし、届出を行うことにより適用されます。

### ■加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。

加算項目	利用単価	利用者単価
① 初回加算	2,000円	200円
② 緊急時訪問介護加算	1,000円	100円
③ 生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000円	100円
④ 生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000円	200円
⑤ 認知症専門ケア加算Ⅰ	30円	3円
⑥ 認知症専門ケア加算Ⅱ	40円	4円
⑦ 口腔連携強化加算	500円	50円

- ① 初回加算 / 新規に訪問介護計画を作成したご利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又はほかの訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算をいただきます。（次の利用が2か月以上空いた場合も同様）
- ② 緊急時訪問介護加算 / ご利用者やその家族等より要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算をいただきます。
- ③ 生活機能向上連携加算Ⅰ / ご利用者に対して、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、または、リハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成しその計画に基づく訪問介護を行ったときは、初回の訪問介護が行われ

た日に 属する月に、所定の単位数を加算いたします。

- ④ 生活機能向上連携加算Ⅱ / ご利用者に対して、訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所、または、リハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションなどの一環として当該利用者へ訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士、または言語聴覚士と連携し訪問に基づく訪問を行ったときは、初回の訪問介護が行われた日に属する月以降3月の間、1月につき所定の単位数を加算いたします。
- ⑤、⑥ 認知症専門ケア加算Ⅰ、Ⅱ / 国の定める一定の条件を満たした場合に算定できます。
- ⑦ 口腔連携強化加算 / 口腔の健康状態の評価を実施した場合において、ご利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときに加算いたします。

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%
------------------------	-----------

※通常の事業の実施地域を越えて厚生労働省が定める地域に居住しているご利用者に対してサービスを提供した場合に中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算を加算致します。

### ■利用料金のお支払方法

- 利用料金・費用は、1か月ごとに計算し、翌月に利用請求明細書を送付します。翌月27日に指定口座より引落させていただきます。(金融機関が休日の場合は、翌営業日となります。)
- 前項の規定にかかわらず、銀行等からのお支払いも可能ですが、お振込みにかかる手数料はご利用者のご負担とさせていただきます。

### ■その他

- ① 公的介護保険の適用がある場合には、ご利用者は事業所に対して、上記サービス利用料金から保険給付額を控除した金額(以下、「利用者負担額」とします。)を支払うものとします。
- ② 公的介護保険の適用がない場合及び介護保険法上償還払いとなる場合には、サービス利用料金の全額を、公的介護保険の適用がある場合において、給付限度額又は支給限度額を超えるサービスを提供した場合には、その限度額を超えた額を、ご利用者は事業所に対して支払うものとします。また、公的介護保険の適用がない場合に限り、別途消費税をご利用者にご負担頂きます。なお、償還払いとなる場合には、後日、領収書及びサービス提供証明書を保険者(市町村)の窓口へ提示して承認された後、ご利用者には利用者負担額を控除した金額が払い戻されます。
- ③ 本契約の有効期間中、介護保険法その他関係法令の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用します。この場合、事業所は、法令改正後速やかにご利用者に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。
- ④ 「提供時間」及び「提供回数」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ⑤ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。  
平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。  
【早朝】(午前6時から8時まで) / 【夜間】(午後6時から午後10時まで)・・・25%  
【深夜】(午後10時から午前6時まで)・・・50%
- ⑥ 買物、通院、外出サービスの提供に際し、要した訪問介護員の交通費(公共交通機関、有料駐車場等)の実費をいただきます。片道みのサービスの提供であっても、往復における訪問介護員の交通費をご負担頂きます。
- ⑦ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご利用者の同意の上で、通常の利用料金の2人分の料金をいただきます。
- ⑧ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。